



本号の内容

1. 海外トピックス：EU、中国、UAE
2. 特集：アジア各国における最低賃金の動向
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：中国における合併企業設立

1. 海外トピックス

EU：日本産食品に対する輸入規制撤廃

欧州連合（EU）、欧州自由貿易連合（EFTA）および北アイルランドは、欧州委員会実施規則（COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION）2021/1533 を改定し、日本産食品に対する放射性物質の輸入規制は8月15日に全て撤廃されました。日本からの輸出時に要求されていた放射性物質検査証明書と産地証明書は、今後不要になりました。

中国：オンライン決済アプリが海外クレジットカードと連携可能に

中国でモバイル決済アプリを運営するテンセント・ホールディングス(微信支付)は7月20日、アント・グループ（支付宝）は7月21日、それぞれ自社の決済アプリに海外発行のクレジットカードの紐づけが可能になったと発表しました。中国では、両社の決済アプリが普及しており、中国へ旅行する外国人にとっての利便性が向上することになります。

UAE：外国資本の誘致に向けた商業代理店法の改正

UAEでは新代理店法が6月15日に施行されました。本法により、条件を満たせばUAE国民の出資等関与が無い外国企業も、商品を扱う代理店（商業代理店）になれることとなりました。また、代理店契約の終了要件が明確化されたほか、商業代理店との間の紛争について国際仲裁制度を利用できる可能性があるなど、旧法から大きく変更されました。

2. 特集：アジア各国における最低賃金の動向

2022年にジェットロが行った調査（「海外進出日系企業実態調査 アジア・オセアニア編」）、によれば、アジア各国・地域に進出している企業における運営上の課題として、現地従業員の賃金上昇が上位に挙がっています。近年、信用金庫取引先からの海外ビジネス相談の内容でも、賃金上昇を要因とする海外現地法人の運営見直しや撤退に関するものが散見されるようになってきました。

本稿では、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が確認された2019年以降のアジア各国の最低賃金の動向について考察します。

（1） コロナ前後における最低賃金動向

図表1は、2019年から2023年8月末までの主なアジア各国における最低賃金（各国において地区別等で金額が異なる場合は最高額を記載）の推移（現地通貨、円通貨）を表したものです。ほとんどの国において、域内で新型コロナが蔓延し経済が停滞した2020年から2021年まで、最低賃金の上昇が比較的抑えられていたことが分かります。

図表1

		2019年 (コロナ前)	2020年	2021年	2022年	2023年 8月末	対 2019年比
中国	人民元	2,480	2,480	2,590	2,590	2,690	8.5%
	円	38,708	39,370	46,216	50,229	53,694	38.7%
タイ	バーツ	7,260	7,392	7,392	7,788	7,788	7.3%
	円	26,574	25,516	25,023	30,312	32,171	21.1%
マレーシア	リンギ	1,100	1,200	1,200	1,500	1,500	36.4%
	円	29,227	30,586	33,082	44,648	47,049	61.0%
インドネシア	ルピア	4,234,010	4,594,325	4,798,312	4,816,921	5,176,179	22.3%
	円	33,146	33,539	37,907	41,907	49,174	48.4%
ベトナム	ドン	4,180,000	4,420,000	4,420,000	4,680,000	4,680,000	12.0%
	円	19,600	19,675	22,345	25,957	28,348	44.6%
フィリピン	ペソ	11,814	11,814	11,814	12,540	13,420	13.6%
	円	25,368	25,401	26,662	29,527	34,481	35.9%
カンボジア	米ドル	182	190	192	194	200	9.9%
	円	19,782	19,616	22,101	25,437	29,108	47.1%
ラオス	キープ	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	18.2%
	円	13,453	12,221	11,319	9,072	9,629	▲ 28.4%
ミャンマー	チャット	105,600	105,600	105,600	105,600	105,600	0.0%
	円	7,777	8,211	6,835	6,593	7,318	▲ 5.9%

（出所）各国政府機関等の発表より信金中金作成

- ※ 最低賃金は月額（時給、日給で発表されているものは1日8時間労働、22営業日出勤として算出）
最低賃金額は各国が地区毎に発表しているものの中で最も高額な地域
現地通貨に対する円のレートは各年末で、2023年は8月末日のものにより算出

ワクチン接種進展により、世界各国で新型コロナウイルスに対する規制が徐々に緩和され、経済が正常化に向け回復基調となったこともあり、2022年から2023年にかけて、アジア各国では最低賃金の引き上げが見られるようになってきました。

(2) 最低賃金額の引上げ要因について

労働者は、物価上昇時に雇用者である企業等に賃金上昇を求めます。そのためアジア各国の政府も最低賃金を引き上げる際には、物価上昇を念頭に置いていることがほとんどです。図表2では、主なアジア各国における新型コロナウイルス流行前後

図表2

	物価上昇率 2019年から 2023年まで	最低賃金の増加率 2019年比の2023年最低賃金額	
		現地通貨	円建
中国	7.4%	8.5%	38.7%
タイ	9.5%	7.3%	21.1%
マレーシア	7.8%	36.4%	61.0%
インドネシア	12.7%	22.3%	48.4%
ベトナム	13.8%	12.0%	44.6%
フィリピン	19.7%	13.6%	35.9%

(出所) IMF

の物価上昇率と、最低賃金上昇率（現地通貨ベースと円建ベース）を表しています。

これによれば、2019年から2023年までの最低賃金額の上昇率は、必ずしも物価上昇率を大きく上回っているとは言えません。一方でこの期間、円安が、米ドルだけでなく、アジア各国の現地通貨に対しても急速に進展しました。このため、最低賃金は円建てでは大きく上昇する結果となっており、日系企業にとっては、急激であるという感想を持つ向きもあります。

賃金の上昇には、国内における失業率も関係します。図表3は、失業率の各国公表値およびIMFによる今後の推計値です。コロナ期に悪化した失業率は、直近では回復基調にあります。コロナ期に据え置かれていた賃金が、経済が回復基調になったことから、再度引き上げられていくことになったと考えられます。

図表3

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
		(コロナ期)			(予測)	(予測)
中国	3.6%	4.2%	4.0%	4.2%	4.1%	3.9%
タイ	1.0%	2.0%	1.5%	1.0%	1.0%	1.0%
マレーシア	3.3%	4.5%	4.7%	3.8%	3.6%	3.5%
インドネシア	5.2%	7.1%	6.5%	5.9%	5.3%	5.2%
ベトナム	2.2%	2.5%	3.2%	2.3%	2.4%	2.4%
フィリピン	5.1%	10.4%	7.8%	5.4%	5.3%	5.1%

(出所) IMF

(3) 今後の展望

本稿執筆時点でも物価は上昇傾向であるため、アジア各国では国内の状況に応じ、今後も最低賃金額を引き上げていくと見られます。前述のジェット口調査における現地法人の課題の上位には、製品価格への転嫁がうまくいっていない旨も挙がっていました。今後は関連する先とのコミュニケーションを進め、理解を得るような形で適切な価格設定をしていくことが必要になってくると思料されます。

本稿についてご不明な点があれば、最寄りの信用金庫にご相談ください。

3. 最近寄せられた相談事例

Q 中国で現地企業との合弁形態で飲食店を設立したいと考えています。現地における規制と留意点を教えてください。

A **1. 中国における外資企業設立に対する規制**

中国では、外資の参入禁止業種と、参入制限業種がリスト化されています。この「ネガティブリスト（市場准入負面清單）」は随時公表されており、リストに当てはまらない業種は「非ネガティブリスト業種」と呼ばれています。

飲食業（飲食店）は、非ネガティブリスト業種です。外資企業が「非ネガティブリスト業種」に関する企業を設立する際、市場監督局より営業許可が下りれば、商務部門の審査は不要です。営業許可取得後は、外資独資、中国企業との合弁双方の形態で企業設立が可能です。

2. 合弁形態での設立に関する留意点

2020年1月1日より「外商投資法」が施行され、それまでの外資独資形態、中国企業との合弁形態等ごとに規定されていた法令は廃止されました。以降、会社設立、管理、清算等の会社業務には、「会社法」、「パートナーシップ企業法」等の法律が適用されることになりました。合弁形態時に留意することとして次の点が挙げられます。

- 企業の最高意思決定機関は株主会である点
- 企業における規則は定款によって定められている点
- 有効な合弁契約で定められた内容が定款に反映される点

例えば合弁企業を解散させたい時、「株主会」における決議が必要ですが、議決権を代表する株主の3分の2以上の同意が必要です。よって日本企業と中国企業2社で各50%の出資だと株主会での決議は成立しないため、日本企業の単独意思では解散ができないことになります。これを解決するには、当初合弁契約時に議決権を自社が3分の2以上であることを取り決め、定款にその旨を盛り込んでおく必要があります。

上記の点以外にも、中国に合弁形態で進出する際は当初契約時から取り決めておくべき事項があるため注意が必要です。中国の法律に詳しい弁護士等専門家へ相談することをお勧めします。

本内容についてご不明な点があれば、最寄りの信用金庫にご相談ください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。